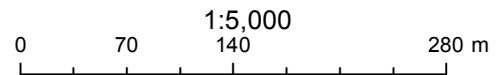


位置図

令和5年度 こねこねハウス トイレ改修工事



工事場所



現場説明書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 工事名称： 令和5年度 こねこねハウス トイレ改修工事
2. 工事場所： 安曇野市 こねこねハウス
3. 工事概要： こねこねハウスのトイレ改修工事
 - ・女子トイレの和便器（2台）を洋便器に交換
 - ・既存洋便器の洗浄便座を交換
 - ・トイレブースに荷物掛けの設置、サインの交換
 - ・男子、女子トイレの洋便器に手すりの設置（各1か所）ほか
4. 工期： 契約日から 令和6年1月30日まで

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(3) 現場での工事期間は令和5年12月1日から令和6年1月10日の間で、2週間程度を予定し、協議により決定する。

残工事がある場合は、監督員・施設管理者と協議の上、施設利用に影響がない日程で作業することは可能とする。

(4) 周辺住民の安全に十分配慮すること。

(5) 感染症対策は十分に講じること。

(6) 各官公庁手続きについて、事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(7) 残土関係

~~・本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。~~

~~なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。~~

・建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

7. ~~本工事に関連する別途発注工事の予定~~

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

~~・この工事は執務並行型の工事である。~~

8. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入について

火災保険等加入期間については、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明書に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1) 公共事業労務費調査等

(2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

- ・ 1日ですべて完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
- ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
- ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基

発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

(1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

(2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- (1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。
- (2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- (3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・ 工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）
- ・ 工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・ 工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ. 完成写真を公表すること。
 - ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	令和5年度 こねこねハウス トイレ改修工事						
		総 括 表					
I	直接工事費計		1.0	式			
	直接工事費計						
II	共通費						
	共通仮設費 指定仮設		1.0	式			
	率仮設		1.0	式			
	純工事費						
III	現場管理費		1.0	式			
	工事原価						
IV	一般管理費		1.0	式			
	積算価格						
V	消費税						
	総合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅱ	共通費						
		科目内訳書					
	共通仮設費 指定仮設						
	室内環境測定	アクティブ法 6項目 工事前後 各1回(女子便所)	1.0	式			
	A型バリケード	第三者進入防止用/15日間想定	10.0	基			
	交通誘導員		2.0	人工			
	Ⅱ-計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A-1	直接仮設工事						
	養生費		43.7	m ²			
	清掃片付け		43.7	m ²			
	引き渡し前清掃		43.7	m ²			
	内部足場	並列 天井点検口 設置部分	4.0	m ²			
	A-1-計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A-3	建築雑工事						
	床 既存和便器撤去部分 補修	コンクリート 24N-15-25 土間スラブt150/アンカーセット,鉄筋D13@150共	2.0	ヶ所			
	床 既存和便器撤去部分 床仕上	磁器質タイル□50/LIXILプレーン50同等	2.0	カ所			
	壁 トイレブース撤去部分 補修	プラグ穴埋め、清掃、内壁補修	2.0	カ所			
	壁 ロータンク撤去部分 補修	プラグ穴埋め、清掃、内壁補修	2.0	カ所			
	荷掛フック設置	ホームフックC型/大	6.0	カ所			
	ピコサイン	デザインオリジナル対応 アルミ製□200/平付けタイプ/カッティングシート片面貼	3.0	カ所			
	ピコサイン取付費	同上 壁面取付、既存撤去共	3.0	カ所			
	天井開口補強		2.0	カ所			
	天井点検口	アルミ製 450□	2.0	カ所			
	A-3-計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B-1	建物 解体運搬処分						
	既存トイレブース撤去	撤去	7.5	m ²			
	同上	運搬	7.5	m ²			
	同上	処分	7.5	m ²			
	和便器まわり床	みなしアスベスト/レベル3 撤去 研り 0.8*0.5m ² *t150程度	2.0	カ所			
	同上	運搬	2.0	カ所			
	同上	処分	2.0	カ所			
	B-1-計						

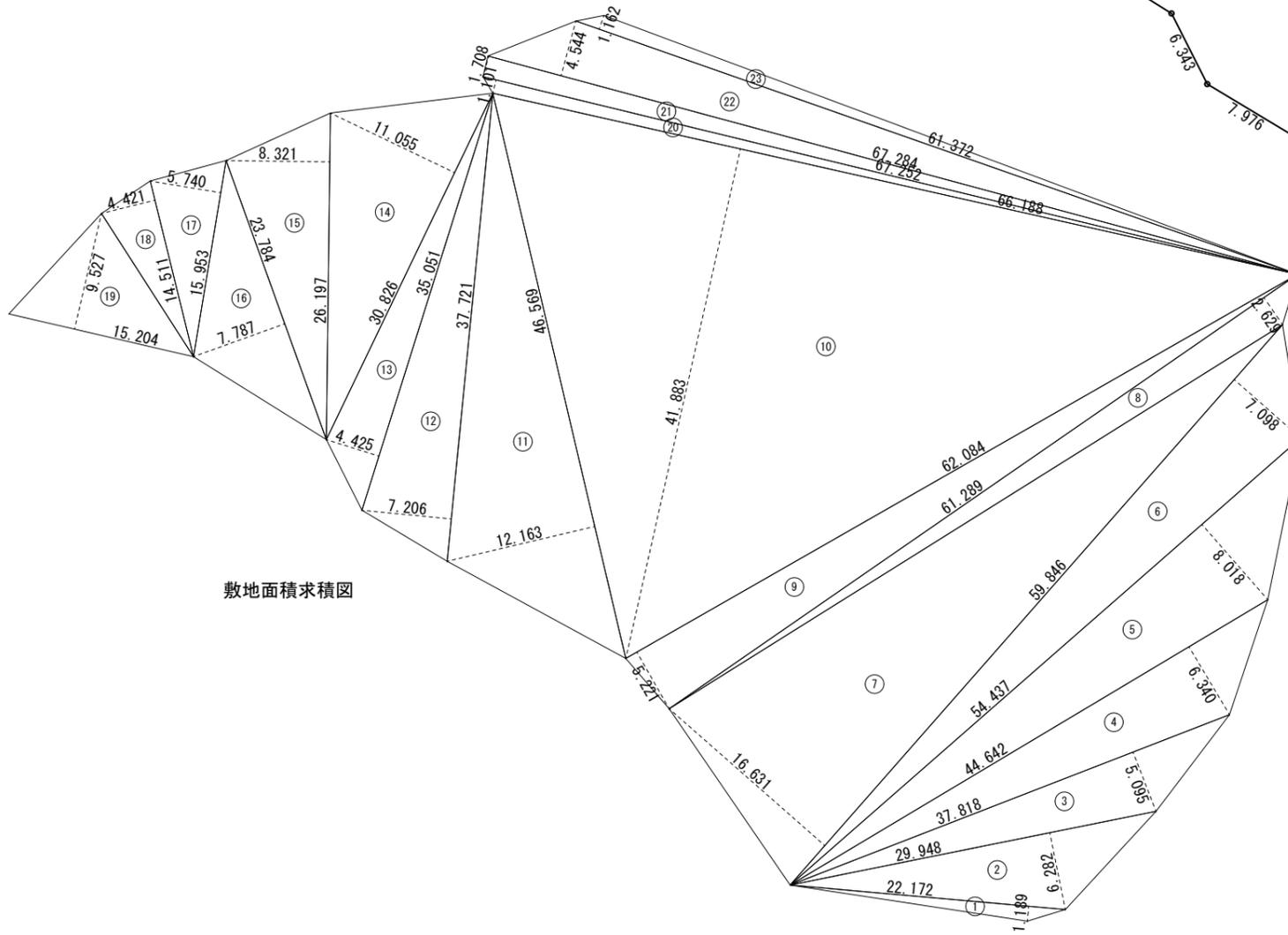
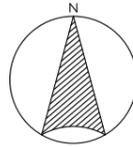
	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B-2	機器類解体処分	撤去は機械設備工事計上					
	和便器 トイレ紙巻器共	撤去 機械設備工事計上					
	同上	運搬	2.0	ヶ所			
	同上	処分	2.0	ヶ所			
	暖房便座	撤去 機械設備工事計上					
	同上	運搬	2.0	ヶ所			
	同上	処分	2.0	ヶ所			
	多目的便器便座	撤去 機械設備工事計上					
	同上	運搬	1.0	ヶ所			
	同上	処分	1.0	ヶ所			
	B-2-計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B-3	管材その他処分	撤去は機械設備工事計上					
	既存トイレ 給水管撤去	VB20A/2.0m程度 運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	既存トイレ 給水管保温撤去	GW保温筒75A/2.0m程度 運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	既存トイレ 排水管撤去	VPφ75/2.0m程度 運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	既存トイレ 排水管保温撤去	GW保温筒75A/2.0m程度 運搬	1.0	式			
	同上	処分	1.0	式			
	B-3-計						

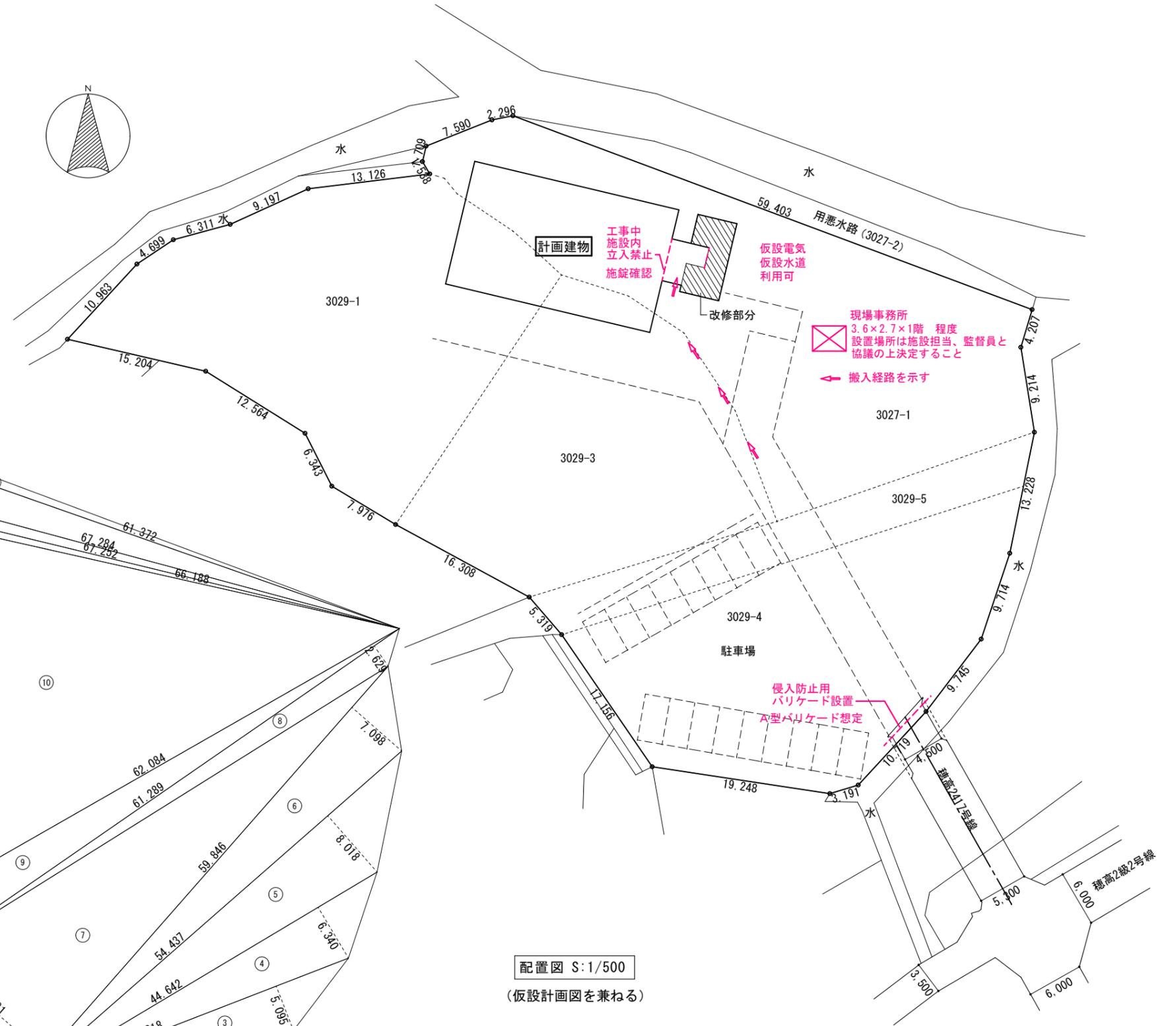
	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
D-3	排水設備工事						
	汚水管 VP80A	機械室・便所 80A	2.0	m			
	管撤去 塩ビ管	機械室・便所 75A	2.0	m			
	保温撤去 天井内・PS・空隙壁中ALGCグラスウール	天井PS内 75A	2.0	m			
	コア抜き	150φ × 300L	2.0	箇所			
	D-3-計						

令和5年度 こねこねハウス トイレ改修工事

敷地面積			
	底辺 (m)	高さ (m)	倍面積 (m ²)
①	22.172	1.189	26.362508
②	29.948	6.282	188.133336
③	37.818	5.095	192.682710
④	44.642	6.340	283.030280
⑤	54.437	8.018	436.475866
⑥	59.846	7.098	424.786908
⑦	59.846	16.631	995.298826
⑧	61.289	2.629	161.128781
⑨	62.084	5.221	324.140564
⑩	66.188	41.883	2772.152004
⑪	46.569	12.163	566.418747
⑫	37.721	7.206	271.817526
⑬	35.051	4.425	155.100675
⑭	30.826	11.055	340.781430
⑮	26.197	8.321	217.985237
⑯	23.784	7.787	185.206008
⑰	15.953	5.740	91.570220
⑱	14.511	4.421	64.153131
⑲	15.204	9.527	144.848508
⑳	67.252	1.101	74.044452
㉑	67.284	1.708	114.921072
㉒	67.284	4.544	305.738496
㉓	61.372	1.162	71.314264
倍面積 計			8408.091549
敷地面積 (m ²)			4204.04
敷地面積 (坪)			1271.72



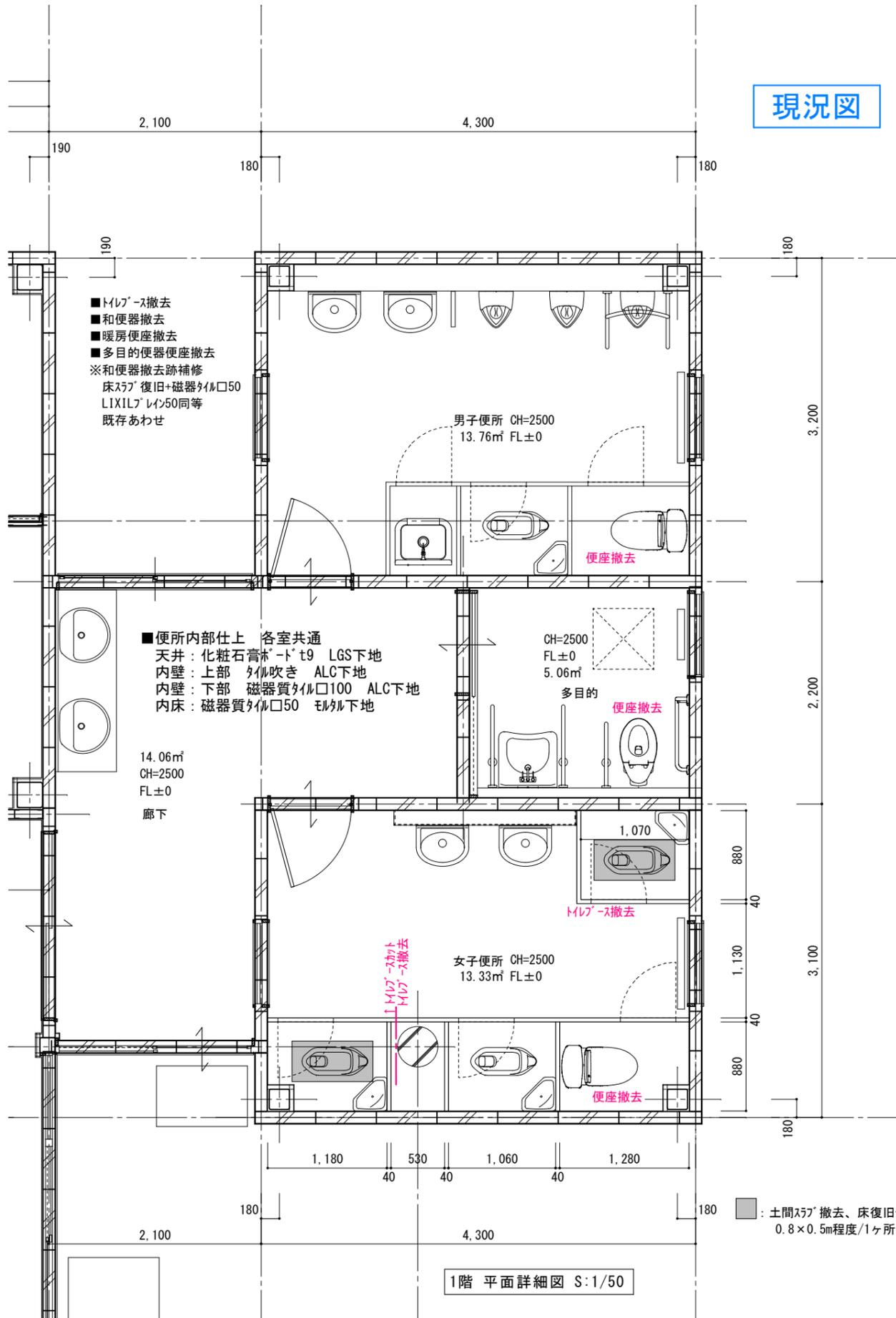
敷地面積求積図



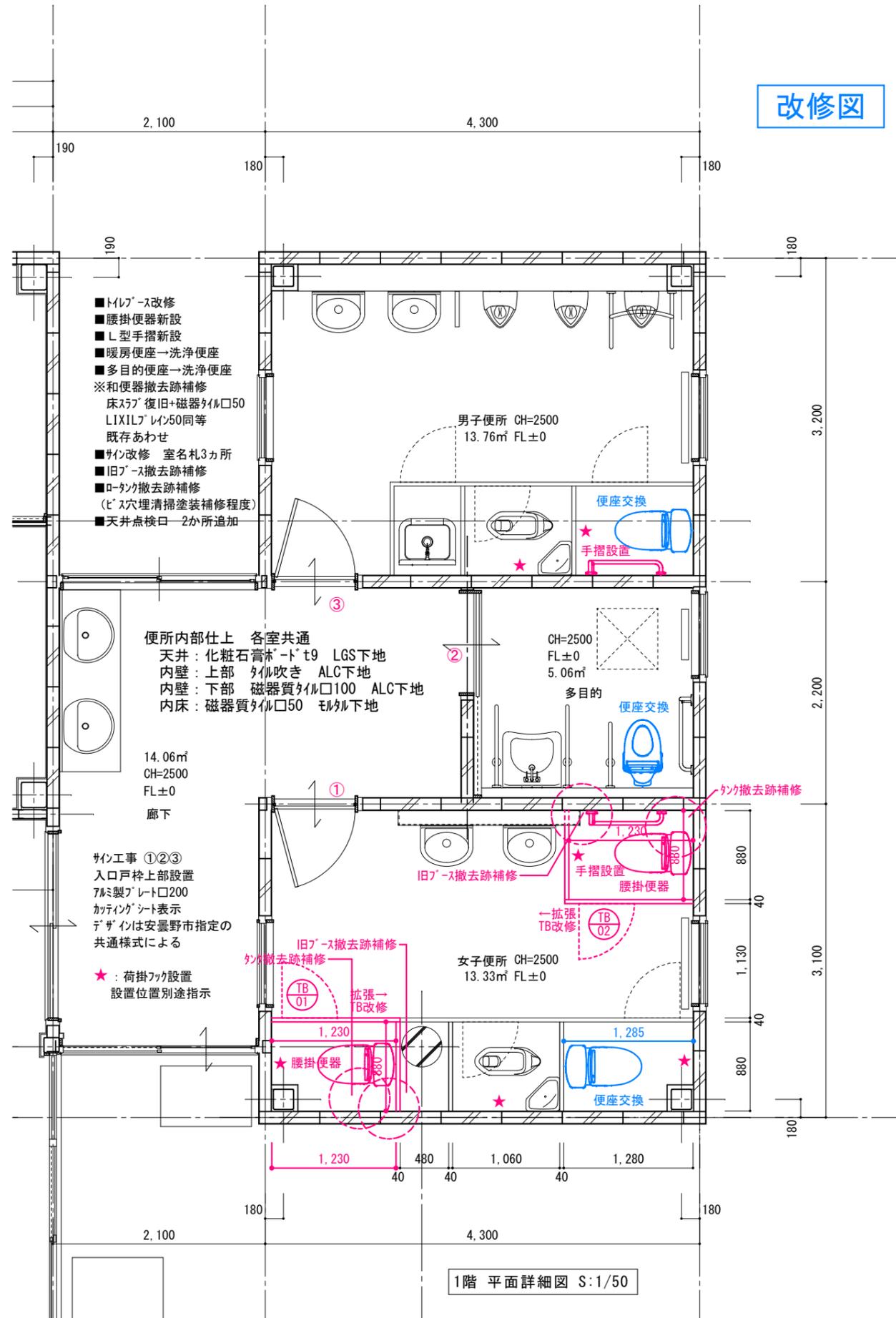
配置図 S:1/500

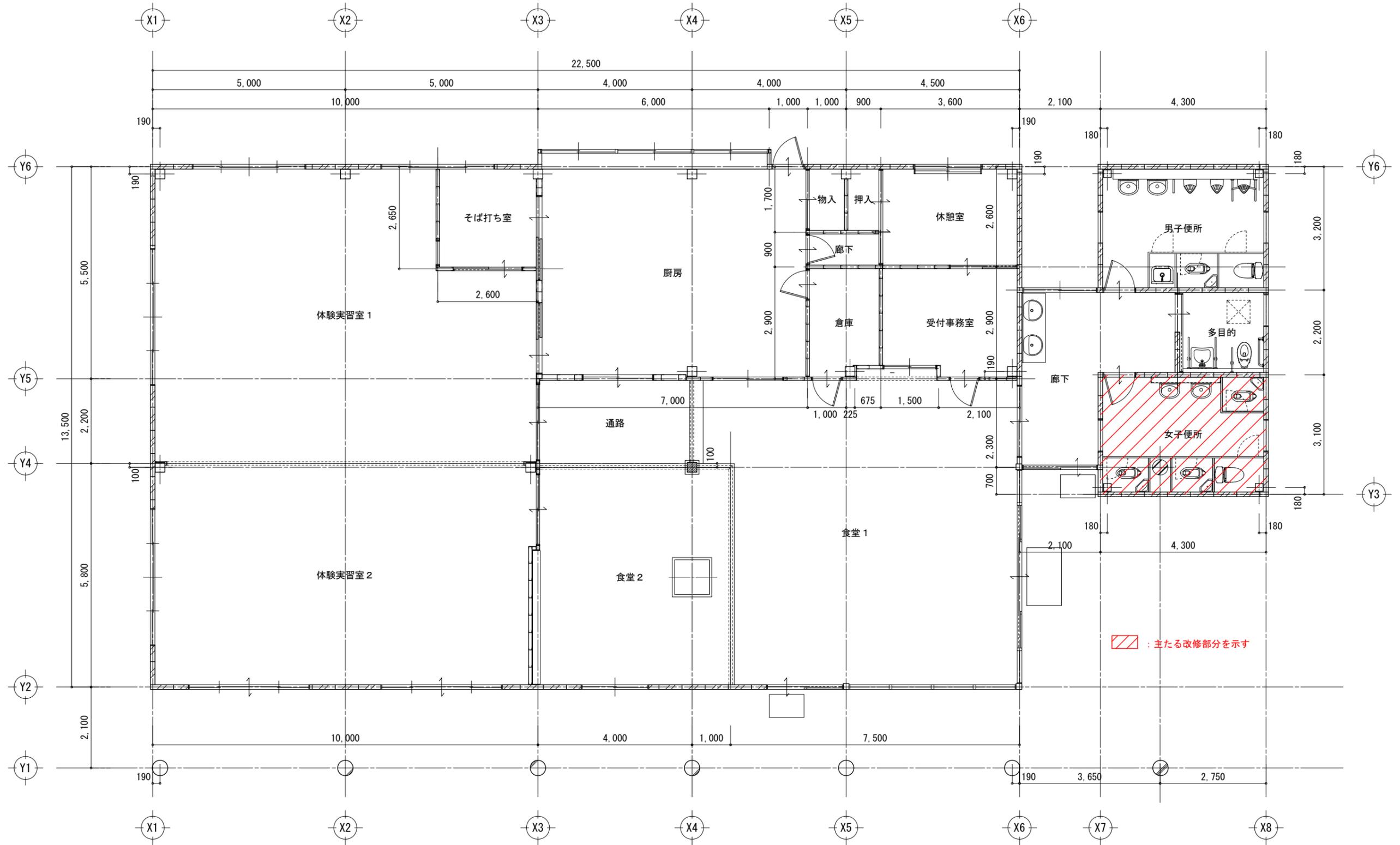
(仮設計画図を兼ねる)

現況図

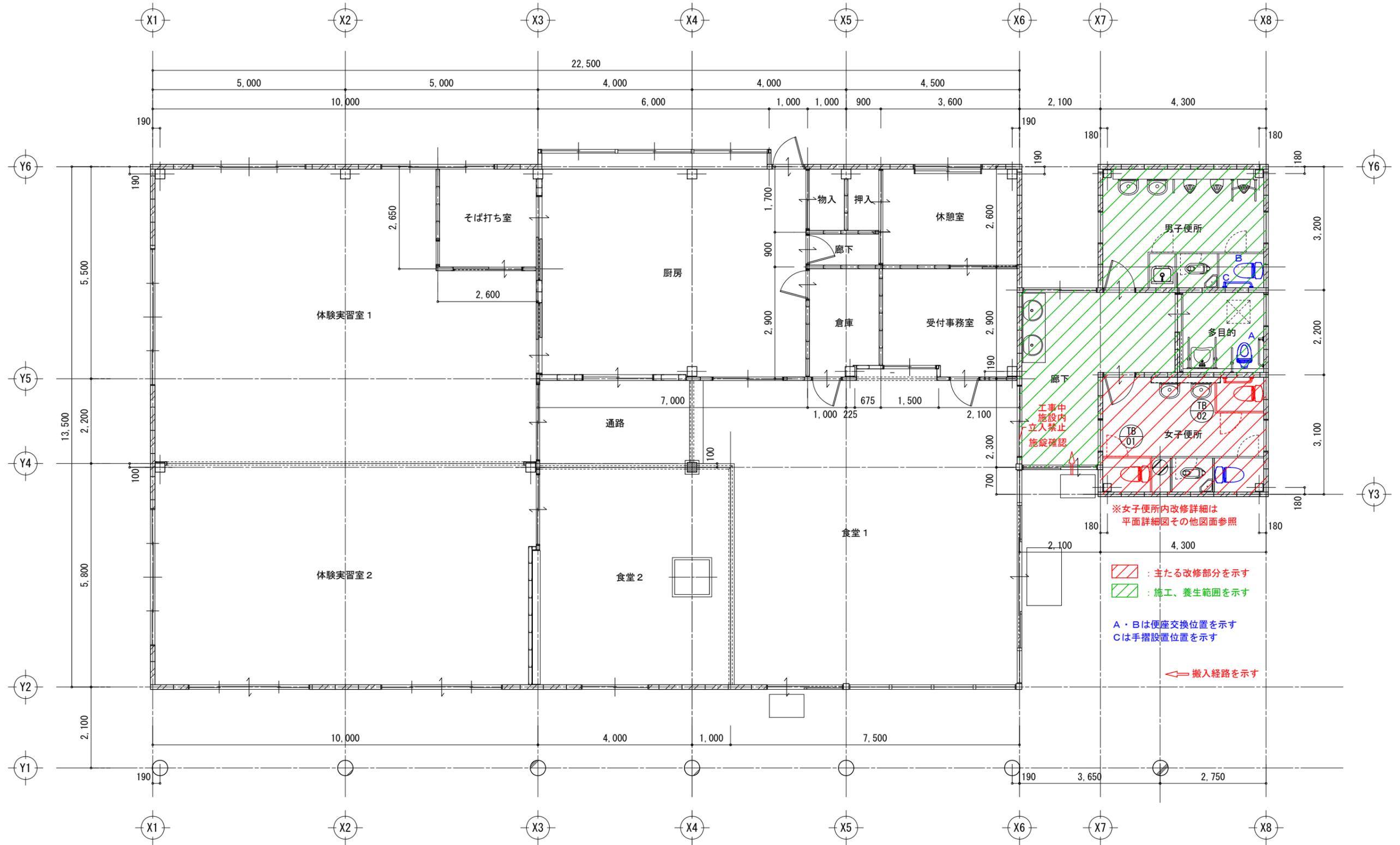


改修図



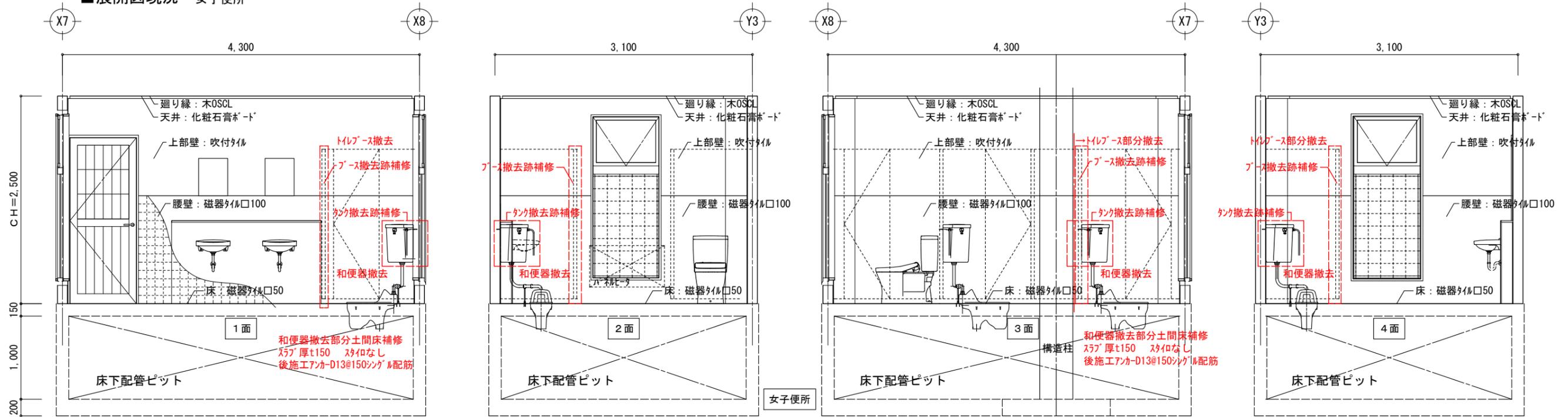


1階 平面図 S:1/100

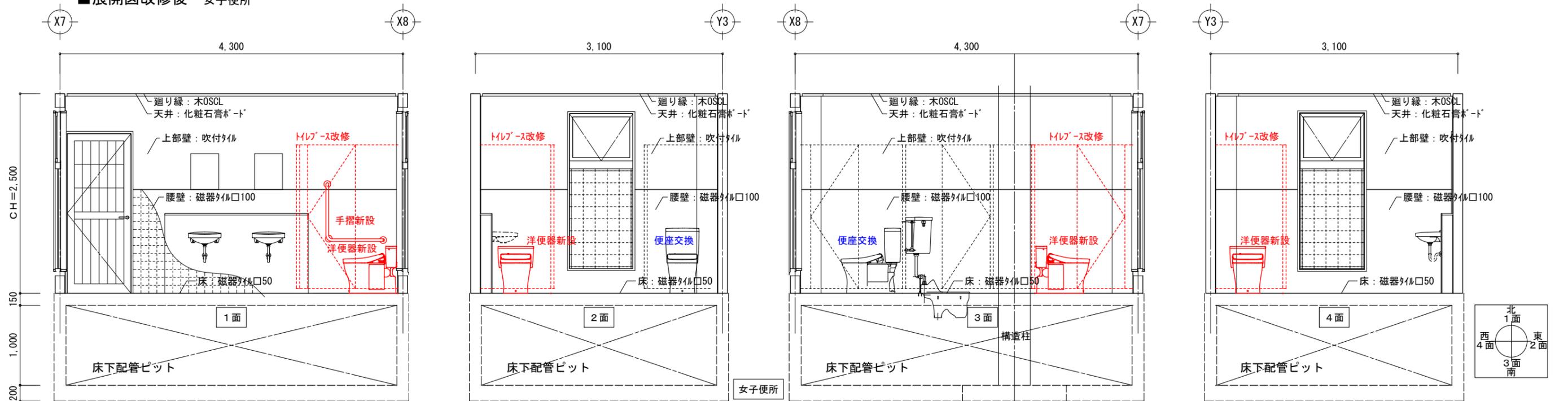


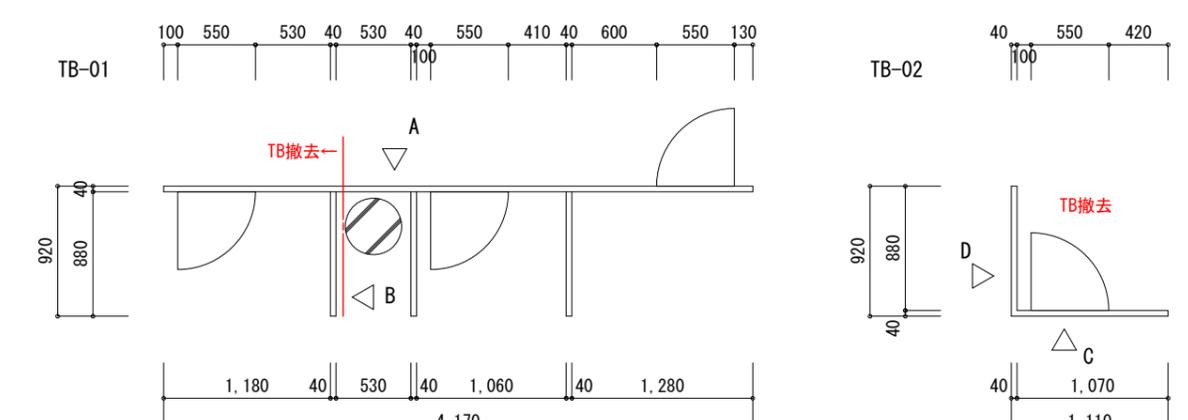
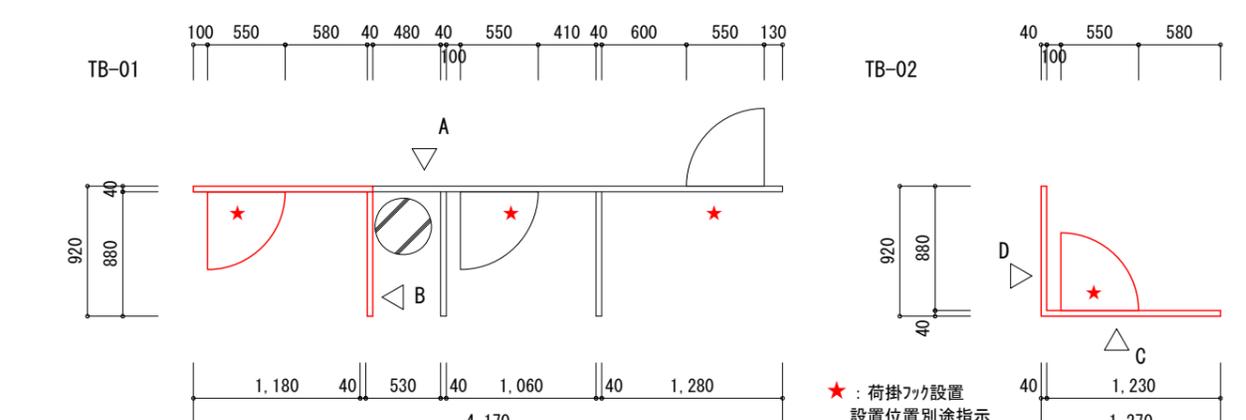
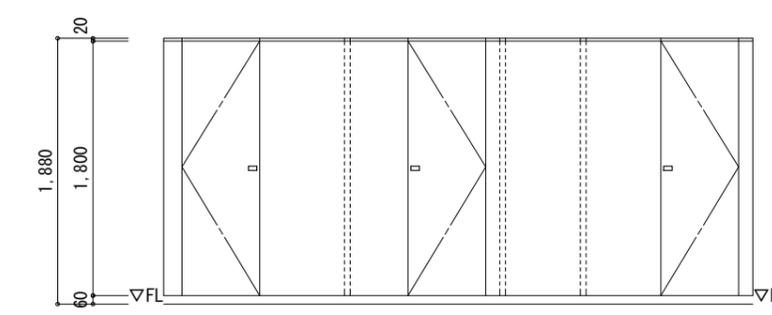
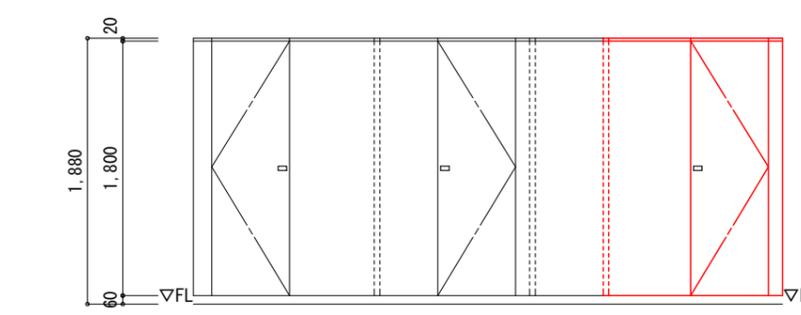
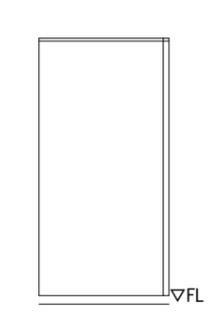
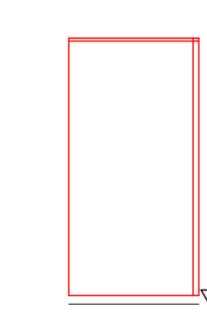
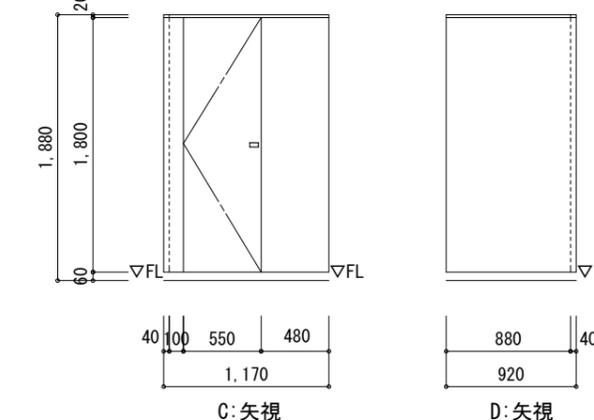
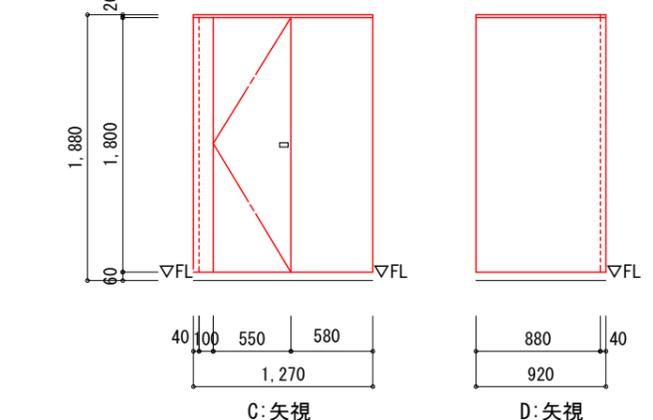
1階 平面図 S:1/100

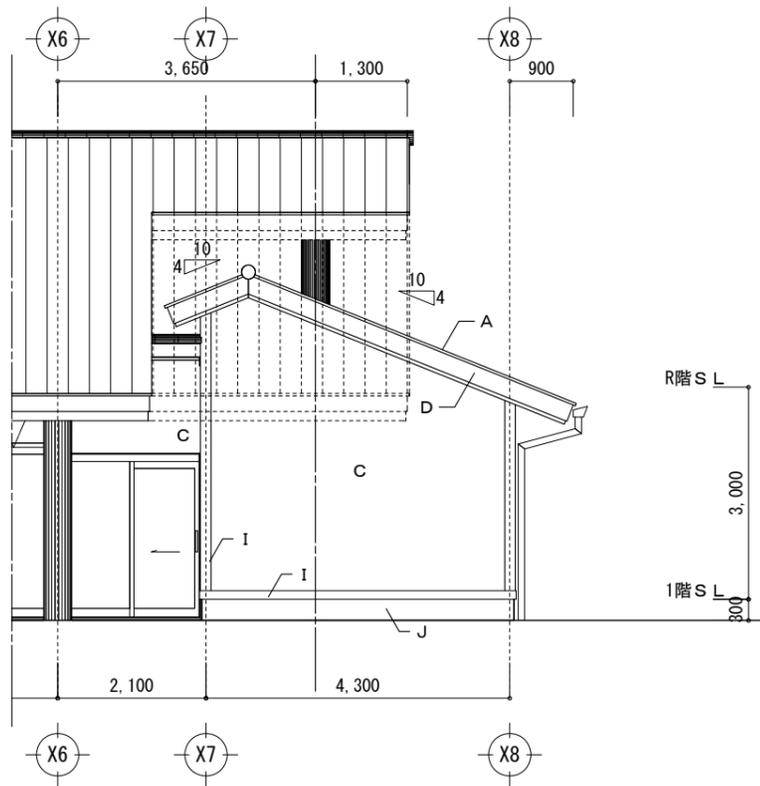
■展開図現況 女子便所



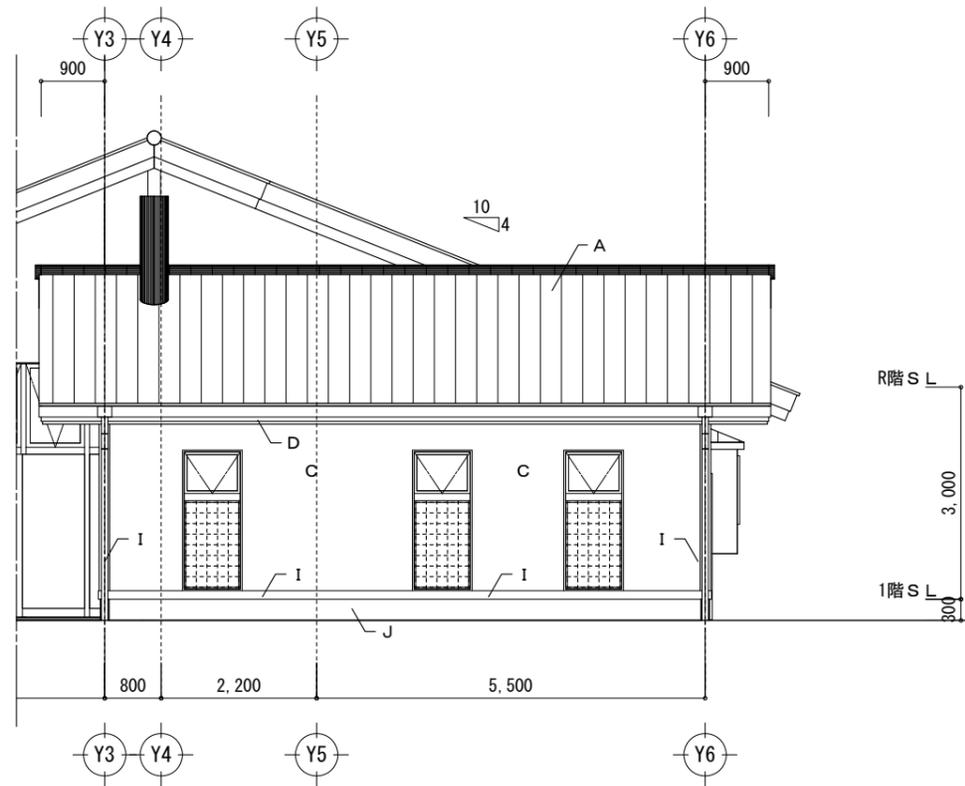
■展開図改修後 女子便所



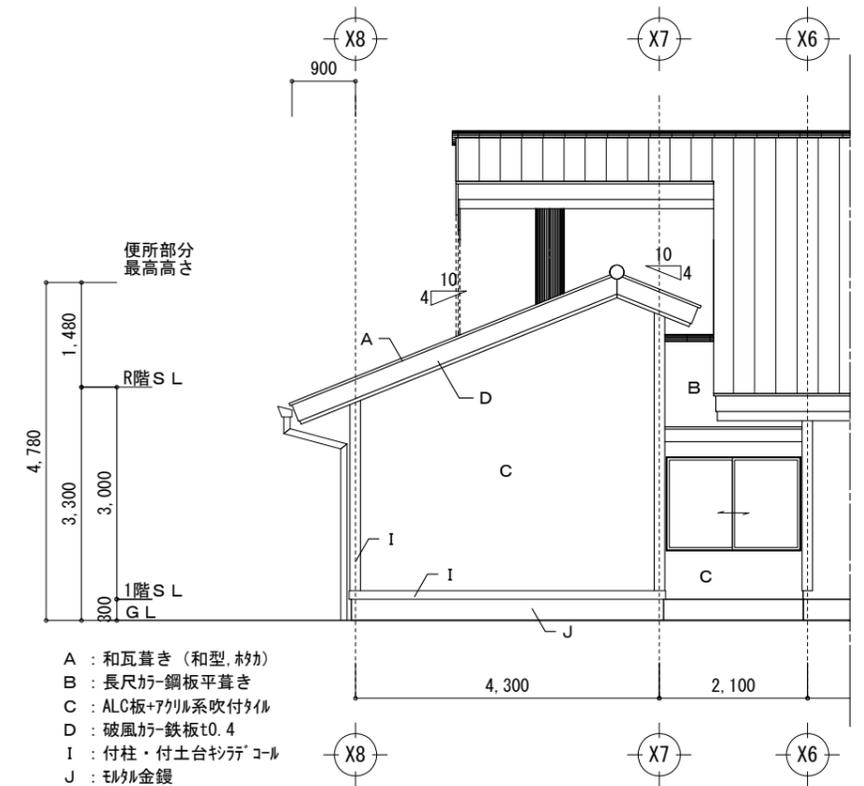
記号名	  女子便所	  女子便所 改修後
形状 寸法		 <p>★ : 荷掛フック設置 設置位置別途指示</p>
	 <p>A: 矢視</p>	 <p>A: 矢視</p>
	 <p>B: 矢視</p>	 <p>B: 矢視</p>
	 <p>C: 矢視 D: 矢視</p>	 <p>C: 矢視 D: 矢視</p>
名称	トイレブース	トイレブース
見込	40mm	40mm
仕上	アルミ枠 ポリ化粧板	アルミ枠 ポリ化粧板 構造仕上共既設品同等
ガラス		
金物	付属金物一式、T型サポート、フック、アルミ金物、笠木塞ぎ、表示錠	付属金物一式、T型サポート、フック、アルミ金物、笠木塞ぎ、表示錠
備考		



南側 立面図 S:1/100



東側 立面図 S:1/100



北側 立面図 S:1/100

便所部分
最高高さ

1,480
R階S.L.
3,300
3,000
1階S.L.
300
G.L.

- A : 和瓦葺き (和型, 木カ)
- B : 長尺カ-鋼板平葺き
- C : ALC板+7割系吹付タイル
- D : 破風カ-鉄板t0.4
- I : 付柱・付土台杉行'コル
- J : モルタル金縷

電気設備工事

I 工事概要

1 工事場所 安曇野市穂高3029-1

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
こねこねハウス	鉄骨造	1			

3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外			
電灯設備		○			
動力設備	幹線、分岐 分電盤改修	○			
電熱設備	幹線、分岐				
雷保護設備					
受変電設備					
静止形電源設備	直流電源装置				
発電設備					
構内情報通信設備	LAN用配管				
構内交換設備	電話設備				
情報表示設備	時計設備				
映像・音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備	インターホン呼び出し				
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備	予備配管				
自動火災報知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備	非常放送装置				
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
昇降機設備					

4 図面目録

番号	図面名称	番号	図面名称
1	特記仕様書	21	
2	電灯・コンセント設備	22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

II 工事仕様

1 共通仕様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を採用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
② 機材の品質・性能証明	使用する機材が、社団法人・公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」等によって所定の評価を受けている場合は、監督職員への機材の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。
3 化学物質を発生する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放出しないか、放出が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放出しないか、放出が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放出しないか、放出が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放出しないか、放出が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放出しないか、放出が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放出しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放出が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
	ホルムアルデヒドの放散量 該当する建築材料
	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放出させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放出させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放出させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放出させない塗料等使用
	規制対象外
	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE0規格品 ④旧JASのF00規格品
第三種	
4 電気保安技術者	電気事業法に定める自家用電気工作物に係わる工事においては、電気保安技術者をおき、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
5 電気工事士	契約電力500kWh以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
6 実施工程表及び施工計画書	(1)実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2)工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承認を受けること。
7 使用材料発注先調書	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。
8 発生材の処理	(1)引渡しを要するもの ・無 ・有 () (2)引渡しを要するもの以外 ・構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3)特別管理産業廃棄物 ・無 ・有 () (4)再利用又は再資源化を図るもの ・無 ・有 (・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類) ・捨けない ・捨ける (規模)
9 監督員事務所	・備品 ()
10 工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ・できない ・できない
11 足場・さん橋類	・別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 ・内部仮設足場等 (・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・) ・外部仮設足場等 (・A種 ・B種 ・C種 ・D種) ・防護シート ()
12 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。
13 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。
14 しゅん工時提出物	標準仕様書及び別表による。
15 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
16 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量 [kg] に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。

項目	特記事項
	設計用標準水平地震度
	設置場所 機器種別 特定の施設 一般の施設
	重要機器 一般機器 重要機器 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器 2.0 1.5 1.5 1.0 防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5 水槽類(※1) 2.0 1.5 1.5 1.0
中間階	機 器 1.5 1.0 1.0 0.6 防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 水槽類(※1) 1.5 1.0 1.0 0.6
地下・1階	機 器 1.0 0.6 0.6 0.4 防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6 水槽類(※1) 1.5 1.0 1.0 0.6
	(※1)水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ◎上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章の2節8.2.4及び10節による。 (2)上記以外の機器類は建築工事改修仕様書6章による。 (引抜き試験を ・実施する ・実施しない) 電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1)EM-EFF は、紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「3イグイグ EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2)EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。 埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ・屋外 ・屋内 () ・種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める ・構外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き均し (1) 地中線路には、ケーブル埋設工をもうける。 ・鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設保護シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設保護シートは2条以上敷設する。 (1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ◎金属製 ・樹脂製 プルボックス、ジョイントボックス及び機器を安裝しないプレートには、用途を明示した略標をつける。 タンブラスイッチは運用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として運用形とする。ただし、2口の場合は横式を使用しが良い。また(2P15A)以外はすべてキャップとする。 ・直付(ビス止め)型上下式 (・銅合金製 ・アルミ製)とする ・直付(ビス止め)型垂直上下式(銅合金製)とする ・ (身障者用) 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事でする。 (1) 非常用照度の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 備所、測定黒板面: 備所) ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所測定する 押ボタン (1) 分電盤等の図面ホールダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番書・結線表を備え付ける。 長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <資材> ・照明制御システム ・変圧器 ・ () <建設機器> ・排ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。 36 その他及び電子納品 保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個別提出物	一括提出物
①完成図 ・原図(A1版 ケース入り) ・隣面(A1 2つ折り製本 1部) ・マイクロフィルム (Aバーチャルカード貼付 台紙は黄色) ◎CADデータ	5 機器完成図 6 工事写真 7 完成写真 8 工事記録 (打合せ簿、工事日誌、協議書) 9 機材の試験成績書 10 施工の試験成績書 11 社内試験成績書 12 発生材処理報告書 (廃棄物処理実施書・運搬及び処理の委託契約書の写し・マニフェストの写し、フロー図)
2 設計図 ・マイクロフィルム (Aバーチャルカード貼付 台紙は青色)	13 納入品一覧表 14 官公署手続、検査書(管理者用正本、写し) 15 保全に関する資料(取扱説明書も含む)
3 引渡書	
4 納入品 ・予備品 ・ハンドホールフック、ジャッキ ・盤類の鍵	

3 ハンドホール

下表による。(端子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)
・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ブロックの仕様は国土交通省仕様に基づいたものとする。

ハンドホール No.	寸法	蓋	底部
ハンドホール No.1	1,500×1,500×1,500D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 740以上 (アルミ端子付)
ハンドホール No.2	1,200×1,200×1,500D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 700以上 (アルミ端子付)
ハンドホール No.3	1,000×1,000×1,400D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 600以上 (アルミ端子付)
ハンドホール No.4	1,000×1,000×1,100D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 300以上 (アルミ端子付)
ハンドホール No.5	1,000×1,000×900D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 060以上 (アルミ端子付)
ハンドホール No.6	900×900×1,100D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 260以上 (アルミ端子付)
ハンドホール No.7	900×900×900D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1, 060以上 (既製足場付)
ハンドホール No.8	600×600×680D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既製足場付)
ハンドホール No.9	450×450×680D	蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※植栽等車道の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る

4 接地極

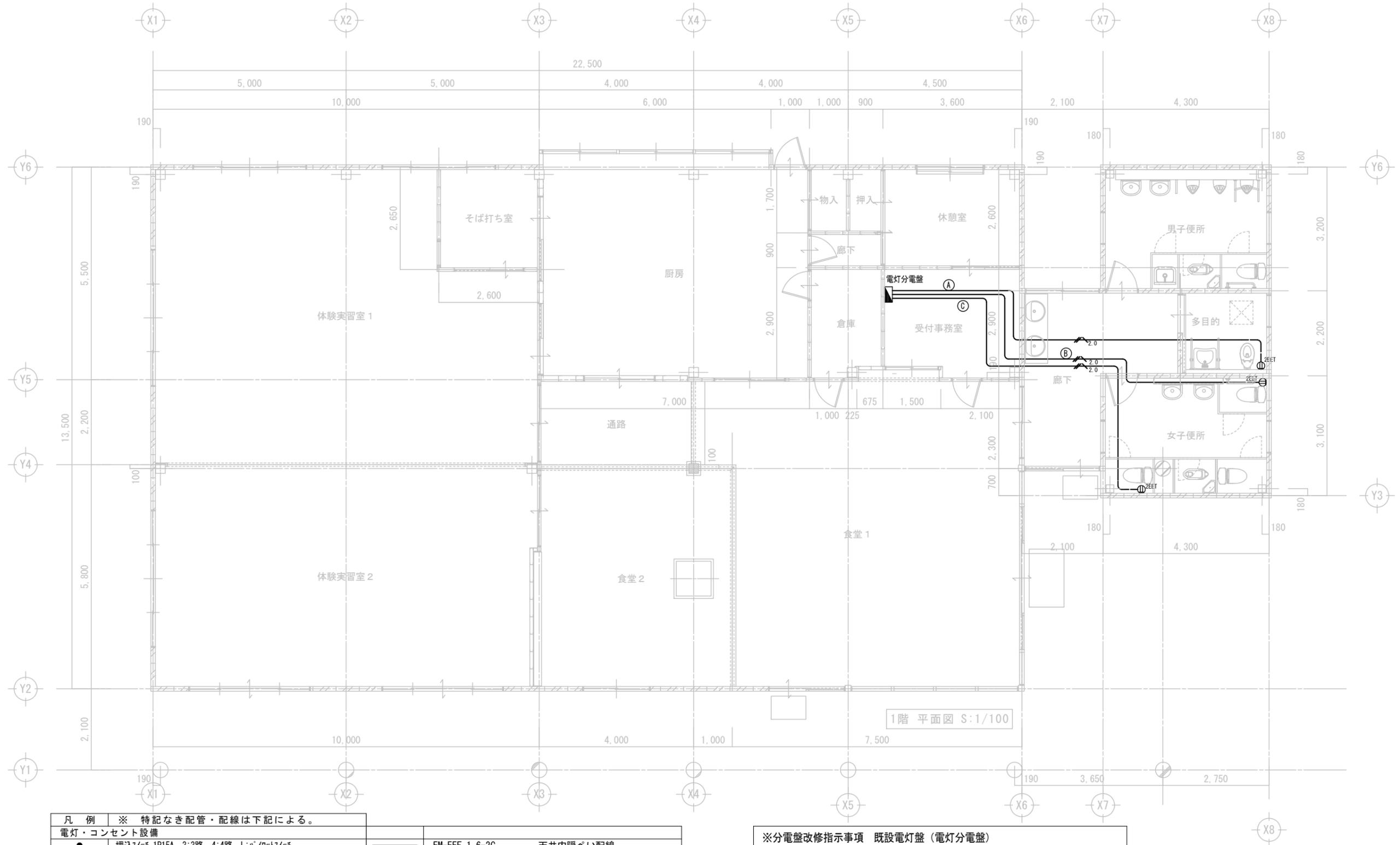
下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

A種接地	B種接地	C種接地	D種接地
鋼板1.5t×900×900 リード端子付 堀削埋戻中心深さ 2m 埋設極(黄銅製又はステンレス製)	鋼板1.5t×600×600 リード端子付 堀削埋戻中心深さ 2m 埋設極(黄銅製又はステンレス製)	鋼板1.5t×300×300 リード端子付 堀削埋戻中心深さ 1.5m 埋設極(黄銅製又はステンレス製)	接地棒(10φ×1,500) リード端子付 打ち込み式 埋設極(黄銅製又はステンレス製)

5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)			
						時計	表	示
取引用計器	地上～上端	2,000	壁掛形時計	床上～中心	1,500			
引込閉閉器	床上～上端	1,800	子時計	''	(上端1,900以下)			
警報壁	床上～中心	1,500	壁掛形スピーカー	''	(天井高)×0.9			
			アツテネーター	''	(天井高)×0.9			
分電盤	床上～中心	1,500						
	(上端1,900以下)							
タンブラスイッチ	''	1,300	表示壁	床上～中心	(天井高)×0.9			
'' (身障者用)	''	1,100	壁付発信器	''	1,300			
コンセント(一般)	''	300	ペ	''	(天井高)×0.9			
'' (和室)	''	150	プ	''	(天井高)×0.9			
'' (便所等)	''	500	押ボタン	''	1,300			
'' (台上)	台上～中心	150	'' (身障者用押動)	''	900			
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100	身障者用表示灯	''	2,000			
'' (踊場)	''	2,500	復帰ボタン	''	1,800			
'' (鏡上)	鏡端～中心	150						
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	イン	壁付インターホン	床上～中心	1,500		
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	タ	'' (身障者用)	''	1,100		
			ホ	壁付位置ボックス				
			力	(壁付インターホンを除く)				
			電	'' (一般)	''	300		
			話	'' (和室)	''	150		
				機器収容箱	床上～中心	(天井高)×0.9		
				アウトレット	''			
				'' (一般)	''	300		
				'' (和室)	''	150		
				受信機	床上～操作部	800～1,500		
				副受信機	''	800～1,500		
				機器収容箱	床上～中心	800～1,500		
				発信器	''	800～1,500		
				ペ	''	(天井高)×0.9		
				消火栓表示灯	''	(天井高)×0.9		



1階 平面図 S:1/100

凡例	※ 特記なき配管・配線は下記による。	
●	埋込スイッチ 1P15A 3:3路 4:4路 L:バロツトスイッチ	EM-EEF 1.6-2C 天井内隠ぺい配線
■	3WP:3路防水 AS:自動点滅器100V 3A 4線式	EM-EEF 1.6-3C 天井内隠ぺい配線
■	埋込スイッチ 1P15A + コンセント 2P15A×2 接地極付 (同一ボックス内に収める)	EM-EEF 1.6-3C (7-ス) 天井内隠ぺい配線
⊗	換気扇 機械設備工事	EM-EEF 1.6-2C×2 天井内隠ぺい配線
⊖	埋込コンセント 2P15A×1	EM-EEF 1.6-2C+3C 天井内隠ぺい配線
⊖ _{2E}	埋込コンセント 2P15A×2 接地極付	EM-EEF 2.0-2C 天井内隠ぺい配線
⊖ _{2EET}	埋込コンセント 2P15A×2 接地極接地端子付	EM-EEF 2.0-3C (7-ス) 天井内隠ぺい配線
		EM-EEF 2.0-3C (7-ス) ×3 (MM1) 3相3線型立下げ配線

※分電盤改修指示事項 既設電灯盤 (電灯分電盤)		
番号	負荷名称	
Ⓐ	多目的ウォシュレット	盤内部に増設
Ⓑ	女子北ウォシュレット	盤内部に増設
Ⓒ	女子南ウォシュレット	盤内部に増設

機 械 設 備 工 事

I. 工事概要

1. 工事場所 安曇野市穂高3029-1

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法施行令別表第一	耐震分類	備考
こねこねハウス	改修	鉄骨造	1F			-	

3. 工事種目(●印を付けたものを適用する)

工事種目	建物別					
	工	事	内	容	屋	外
○ 空気調和設備	○	○	○	○	○	○
○ 冷暖房設備	○	○	○	○	○	○
○ 暖房設備	○	○	○	○	○	○
○ 換気設備	○	○	○	○	○	○
○ 排煙設備	○	○	○	○	○	○
○ 自動制御設備	○	○	○	○	○	○
● 衛生器具設備	●	○	○	○	○	○
○ 給水設備	○	○	○	○	○	○
● 排水設備	●	○	○	○	○	○
○ 給湯設備	○	○	○	○	○	○
○ 消火設備	○	○	○	○	○	○
○ ガス設備	○	○	○	○	○	○
○ 給油設備	○	○	○	○	○	○
○ 厨房機器設備	○	○	○	○	○	○
○ 実験装置器具設備	○	○	○	○	○	○
○ 浄化槽設備	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○

4. 設備概要(○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設 備 概 要
空調方式	
冷暖房方式	
暖房方式	
換気方式	・局所換気
給水方式	・水道直結式 ・加圧式 ●配管タンク式(●水・井水)
排水方式	・建物内汚水・雑排水(●分流・合流) ・建物外汚水・雑排水(●分流 ●流) 浄化槽(●合併・単独) 放流先 ●公共下水
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・消火器
ガスの種別	・都市ガス(発熱量 KJ/Nm ³ 供給事業者名:) ・液化石油ガス(発熱量 100,000 KJ/Nm ³)

5. 指定部分 無
対象部分: 有 (指定部分しゅん工期間 平成 年 月 日)

II. 図面目録

No.	図 面 名 称	No.	図 面 名 称
M-01	機械設備工事特記仕様書		
M-02	機械設備平面詳細図		

III. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省官庁官庁事務部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様を適用しない。
参考図書
●安曇野市建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)安曇野市企画財政部監修
2. 特記仕様
(1) 書は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

業 項 目	特 記 事 項
1 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
2 機材の品質・性能証明	使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(以下、「品質性能証明資料」という。)を提出して監督職員の承認を受ける。(標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2)ただし、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」によって所定の評価を受けているものは省略できる。製作図、試験成績書等は除く。
3 使用材料発注先調査	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調査を作成し、監督職員の承認を受ける。
4 施工条件明示項目	・公共建築工事標準基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」

5 化学物質を発生する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所定の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。
1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
2)保温材、断熱材、断熱材はホルムアルデヒド及びビスフェノールAを含有しないか、発散が極めて少ないものとする。
3)接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
5)上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種の場合は第3種のものを採用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該 当 す る 建 築 材 料
規制対象外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない材料使用 d ホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発生しない塗料等使用
第 三 種	①JIS及びJASの F☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③JISの E0規格品 ④JISの E1規格品

6 ベーストール剤

排水管系に使用されているベーストール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒカネン、クロロピリロス、フェノプロパル、ダイアジノフタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者
8 技能士の適要
9 監督員事務所
10 工事用電力・用水等
11 足場・さん橋類

12 資材の保管
13 建設発生土
14 埋め戻し土・盛土
15 山留養生
16 養生材処理

17 文字入名札等
18 取扱説明板
19 総合調整
20 容量等の表示
21 耐震措置

22 あと施工アンカー
確認試験
23 吊金物
24 配管勾配
25 管の保護
26 管の埋設

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	・特定の施設(甲類・乙類)	重要機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (0.6)
地下階、一階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2~6階建以下の場合是最上階、7~9階建の場合は上層2階
重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
機械改修工事標準仕様書第2編5章による。

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	・特定の施設(甲類・乙類)	重要機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (0.6)
地下階、一階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2~6階建以下の場合是最上階、7~9階建の場合は上層2階
重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
機械改修工事標準仕様書第2編5章による。

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	・特定の施設(甲類・乙類)	重要機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (0.6)
地下階、一階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2~6階建以下の場合是最上階、7~9階建の場合は上層2階
重要機器とは下記に示すものをいう。
・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
機械改修工事標準仕様書第2編5章による。

27 管の埋設表示
28 浴槽部の非破壊検査
29 塗装

30 機器の基礎及び振動絶縁効率
31 電線類
32 保つり
33 保護及び消音内貼り

機 器	基 礎	振 動 絶 縁 効 率
造 心 送 風 機	・標準基礎 ・防振基礎	・ %以上
空 調 用 ポ ン プ 及 び ポ イ ラー 給 水 用 ポ ン プ	・標準基礎 ・防振基礎	・ 80%以上
揚 水 用 ポ ン プ 及 び 小 形 給 水 用 ポ ン プ ユ ニ ッ ト	・標準基礎 ・防振基礎	・ 80%以上

31 電 線 類
32 保 つ り
33 保 護 及 び 消 音 内 貼 り

34 防 凍 保 温
35 試 験
36 他 工 事 と の 取 合 い
37 そ の 他

図示された屋外設置物の分岐及び曲りの箇所には、コンクリート製埋め込み埋設管を埋め込む。埋設管は埋設管ピントとする。また、施工上生じた分岐、曲りの箇所についても同様とする。
排水管を除く管には、埋設管表示テープを設置する。
検査の種類 ・R T ・P T又はM T
下記の金属電線管は塗装を行う。
・屋外露出 () の屋外露出
下記の保温を行わない垂鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。
・塗装

ダクト
給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グランド部を含む)、フレンジ、可とう継手及び空調ダクトのフレンジは、建物内外共保温する。なお、保温層はシーリング処理を行う。各配管の保温厚は標準仕様書中30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。
・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・排気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・排気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・送風ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
・膨張タンクよりボイラーへの補給給水管の保温は膨張管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。
・空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び温水のドレーン管の保温は排水管の項による。
・全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による
保温層は下記による
ダクト
冷温水、冷水、温水、蒸気管 ・イ(1号・2号) ・ロ
機器 ・イ ・ロ
給水管 ・ロ
排水管 ・ロ
給湯管 ・イ ・ロ
・排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床下の下配部分は保温する。
なお仕様はd(h)とする。
(・排水トラップ・鉛管・銅管類・ビニール管・ドレーン管)
・消火管で下配部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
(・屋内消火管、水抜きできない管・スプリンクラー配管)
・圧力タンク、膨脹水櫃、各種呼吸水櫃等鋼板製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・大便器は保温する。
・共同溝の保温種別(・ピット内に準ずる)
・ダクトの保温外装は下表による。

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・カラー珪藻土 ・ステンレス鋼板
屋外露出、多湿箇所	・ステンレス鋼板

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
機械室	・アルミガラスクロス
居室・廊下など	・珪藻土 ・ステンレス鋼板
屋外露出、多湿箇所	・ステンレス鋼板

※配管には、冷媒管は除く。
・冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースは珪藻土ビニール樹脂製とする。

区 分	保 温 外 装
屋 内 露 出	・珪藻土 ・保温化粧ケース
屋 外 露 出	・ステンレス鋼板 ・保温化粧ケース

34 防 凍 保 温
・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。
・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は32に準ずる。
・各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。
配管、ダクト、器具類及び付帯品ともなうスリーブ、挿入は本工事とし、他は工事区分表による。保護等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

1 設計温湿度	屋 内 内				
	外 気	一 般 系 統			
温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	℃	℃	%	℃	%
冬季	℃	℃	%	℃	%

2 居室騒音限界
下表によるほか、耳ざわり音がないよう機種選定およびダクト消音対策を行う。

室 名	A 特 性 (dB)			N C 値

3 煙 煙 温 度 計
4 ばいじん量測定口
5 煙 道
6 ダ ク ト
7 風 量 測 定 口
8 チ ャ ン パ ー
9 防 煙 ダ ン パ ー

10 ビストンダンパー
11 弁 類
12 温 度 計
13 圧 力 計
14 開 閉 流 量 計
15 油 面 制 御 装 置

● 換 気 設 備
1 ダ ク ト
2 風 量 測 定 ロ ー タ ー
3 ダ ン パ ー
4 排 気ダクトのシール
5 チ ャ ン パ ー
6 耐 火 措 置

○ 排 煙 設 備
1 ダ ク ト
2 排 煙 口 の 形 式
3 排 煙 口 手 動 開 閉 装 置 (開 放 及 び 保 持 方 式)
4 排 煙 風 量 測 定

○ 自 動 設 制 備
1 中 央 監 視 制 御 設 置
2 中 央 監 視 制 御 設 置 の 構 成 ・ 機 能
3 電 気 計 装 工 事 の 記 録

● 衛 生 器 具 設 備
1 大 便 器
2 大 便 器 ロ ー タ ン ク
3 温 水 洗 浄 式 便 座
4 小 便 器 洗 浄 弁
5 小 便 器 洗 浄 管
6 水 栓
7 化 粧 鏡
8 石 け ん 受
9 洗 手 器
10 標 記 板
11 大 便 器 耐 火 カ ヱ ー

● 給 水 設 備
1 量 水 器
2 量 水 器 類
3 弁 類
4 引 込 給 付 金 等
5 給 水 勾 配
6 建 物 導 入 部 配 管

● 排 気 水 槽
1 洗 面 器 等 の 排 水 管
2 排 水 勾 配
3 漏 水 試 験 機 手
4 i'n't'耐、たれ耐

○ 給 湯 設 備
1 弁 類

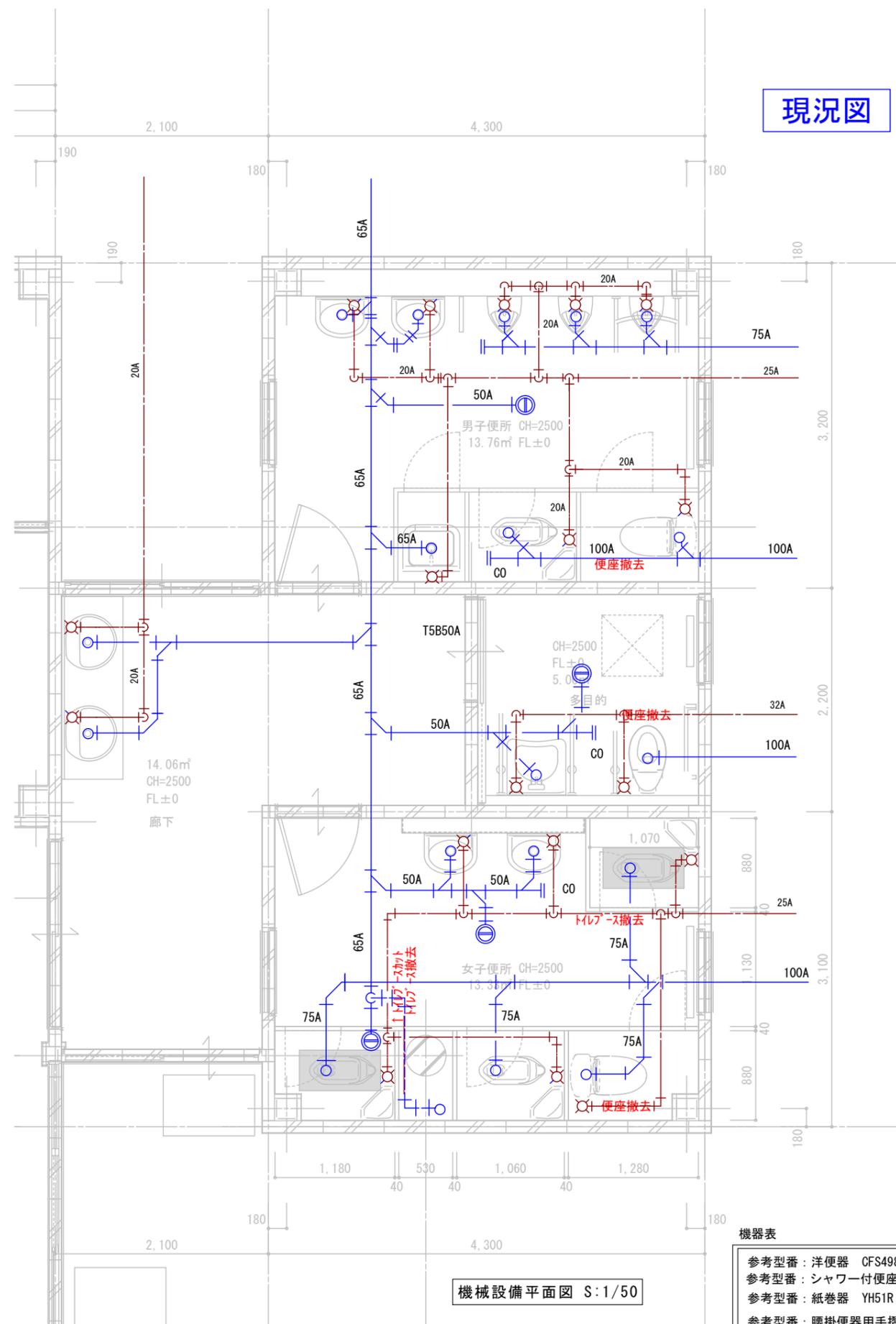
○ 消 火 設 備
1 屋 内 消 火 栓 箱
2 建 物 導 入 部 配 管
3 機 器 の 寸 法
4 燃 焼 機 器

○ ガ ス 設 備
1 充 て ん 容 器
2 集 合 装 置
3 転 倒 防 止 等
4 メ ー タ ー
5 ガ ス 漏 れ 警 報 器
6 引 込 負 担 金
7 電 気 防 火 食
8 建 物 導 入 部 配 管

○ そ の 他
1 しゅん工期時提出物
2 定 期 報 告
3 電 子 納 品

(別表) しゅん工期時提出物(○印を付けたものを提出する。作成方法は手引きによる。)
● 提出書類等目録
● 官公署届出書類等
● 完成図(原図・製本・マイクロフィルム・CADデータ)
● 工具・予備品等
3 設計図(原図・マイクロフィルム)
● 工事施工関係書類
● 工事完成資料
● 保守管理資料
9 引渡書
10 試運転用油等()の納品書等
11 その他監督員指示によるもの又は特記によるもの
注)完成図面の種類は、設計図面に準じて作成すること。

現況図

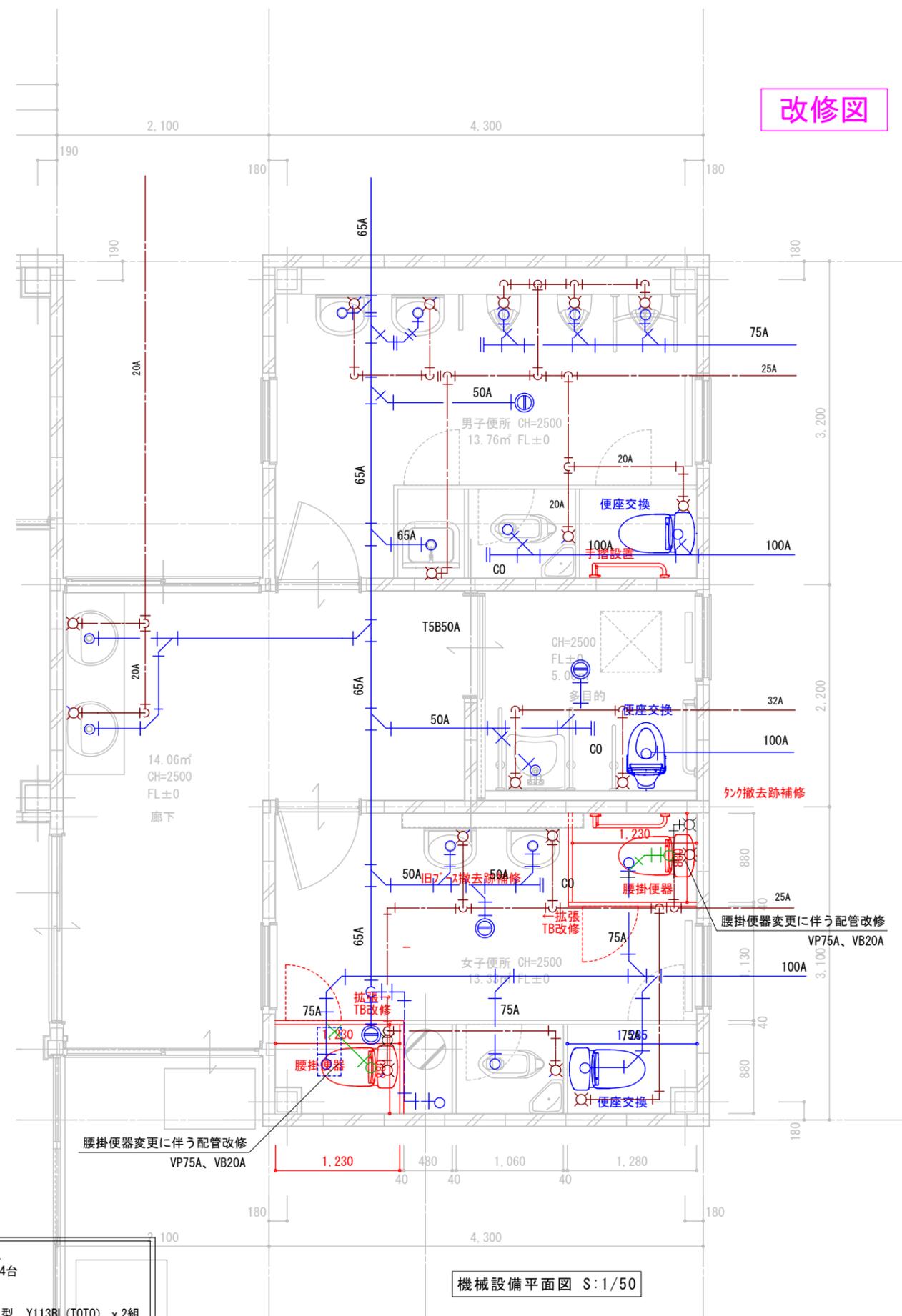


機械設備平面図 S:1/50

機器表

参考型番	洋便器	CFS498BK (TOTO)	× 2 組
参考型番	シャワー付便座	TCF5831 (TOTO)	× 4 台
参考型番	紙巻器	YH51R (TOTO)	2 個
参考型番	腰掛便器用手摺り (取付金具共)	L型 Y113BL (TOTO)	× 2 組
参考型番	シャワー付便座 (多目的用)	TCF5841P (TOTO)	× 1 台

改修図



機械設備平面図 S:1/50